

「価格独占の禁止に関する規定（意見募集稿）」

(2009 年 8 月 12 日)

2009 年 8 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京センター編

※ 本資料は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のご好意により、ジェトロが同社から許諾を得てウェブサイトに掲載しています。本資料は仮訳の部分を含みます。原文については以下 HP よりご覧頂けます。

http://www.gov.cn/gzdt/2009-08/13/content_1390400.htm

国家發展改革委による社会に対する
「価格独占の禁止に関する規定（意見募集稿）」についての公開意見募集公告

価格独占行為を予防して制止し、公平な競争を保護するため、我々は「中華人民共和国独占禁止法」に基づき、「価格独占の禁止に関する規定（意見募集稿）」を起草した。各方面の意見を十分に聴取するため、ここに意見募集稿につきウェブサイト上で意見を募集し、社会各分野の修正意見及び提案を歓迎する。関係する意見及び提案のフィードバックは、2009年9月6日までである。

ファクシミリ：010-68501743

Eメール：xueq@ndrc.gov.cn

連絡住所：北京市西城区月壇南街 38 号国家發展改革委価格監督検査司法制工作处

郵便番号：100824

添付書類：「価格独占の禁止に関する規定（意見募集稿）」

国家發展改革委
2009年8月12日

価格独占の禁止に関する規定（意見募集稿）

第一条

価格独占行為を予防して制止し、公平な競争を保護し、消費者の利益及び社会公共利益を擁護するために、「独占禁止法」に基づき、本規定を制定する。

第二条

中華人民共和国国内の経済活動における価格独占行為に本規定を適用する。中華人民共和国国外の価格独占行為が国内市場の競争に対して排除し、又は制限する影響を与えた場合、本規定を適用する。

第三条

本規定にいう価格独占行為は、次の内容を含む。

- (一) 価格独占的協定
- (二) 市場支配的地位の濫用に関する価格独占行為

行政機関及び法律、法規が授権した公共事務を管理する職能を有する組織が、行政権力を濫用し、価格面において競争を排除し、又は制限する行為に、本規定を適用する。

第四条

本規定にいう価格独占協定とは、二つ以上の事業者が価格の面において、書面又は口頭により締結した、競争を排除し、又は制限する協定、決定又はその他の協調行為を指す。

第五条

協調行為の認定は、以下の要素に依拠することができる。

(一) 事業者の価格行為が一致性を有するかどうか。事業者が同一又は近接した時間内に、同様又は類似した基準及び幅により、同種の商品の価格を固定し、又は変更した場合、事業者の価格行為が一致性を有すると認定することができる。

(二) 事業者間で意思の疎通を行ったかどうか。

協調行為の認定は、市場の構造状況及び市場の変化の状況を結合し、価格行為の一致性に合理的な理由が存在しているかどうかを考慮しなければならない。

第六条

競争関係にある事業者が次に掲げる価格独占協定を締結することを禁止する。

(一) 商品の各種の価格を固定し、又は変更すること。

(二) 価格の変動幅を固定し、又は変更すること。

(三) 価格に影響する手数料、割引を固定し、又は変更すること。

(四) 統一的な価格を使用して第三者との交渉の基礎とすること。

(五) 価格計算の根拠となる基準公式の使用を約定すること。

(六) その他の事業者の同意を経ずに価格を変更してはならない旨を約定すること。

(七) 生産販売数量の制限又は販売購入市場の分割等の方法を通じて、商品価格を固定し、又は変更すること。

(八) 国務院価格主管部門が認定するその他の価格独占協定

第七条

事業者と取引先の間で次に掲げる価格独占協定を締結することを禁止する。

(一) 第三者に対する商品転売価格を固定すること。

(二) 第三者に対する商品転売最低価格を制限すること。

(三) 国務院価格主管部門が認定するその他の価格独占協定

第八条

事業者が入札募集活動及び競売活動において、価格独占協定を締結した場合は、本規定を適用する。

第九条

事業者団体が次の行為に従事することを禁止する。

(一) 事業者団体規則、決定、通知等を制定、公布し、価格を固定し、又は変更する

こと。

(二) 事業者団体の事業者を招集し、討論のうえ協定、議決、議事録、覚書等を作って価格を固定し、又は変更すること。

(三) 事業者が価格独占協定を締結するために便利条件を提供すること。

(四) 国務院価格主管部門が認定する、法により禁止すべきその他の価格独占協定行為

第十条

事業者又は事業者団体が、その締結した協定が「独占禁止法」第 15 条の規定に合致していることを証明することができた場合、本規定第 6 条、第 7 条、第 8 条及び第 9 条の規定を適用しない。

第十一条

本規定にいう市場支配的地位の濫用に関する価格独占行為は、次を含む。

(一) 不公平な高価格で商品を販売し、又は不公平な低価格で商品を購入する行為

(二) 正当な理由なく、原価を下回る価格で商品を販売する行為

(三) 正当な理由なく、過剰な高価格又は低価格により、形を変えて取引先との取引を拒絶する行為

(四) 正当な理由なく、同等な条件における取引先に対して取引価格の面で差別待遇をする行為

(五) 国務院価格主管部門が認定するその他の市場支配的地位の濫用に関する価格独占行為

第十二条

市場支配的地位を有する事業者が不公平な高価格で商品を販売し、又は不公平な低価格で商品を購入してはならない。

「不公平な高価格」又は「不公平な低価格」の認定は、次の要素を総合的に考慮しなければならない。

(一) 販売価格が明らかに当該製品の原価を上回っているか否か、又は購入価格が明らかに低すぎ、ひいては当該製品の原価を下回っているか否か

(二) 原価が基本的に安定している場合に、正常な幅を超えて販売価格を引き上げ、又は購入価格を引き下げたか否か

(三) 販売商品の価格の引き上げ幅が明らかに原価の増大幅より大きいのか否か、又は購入商品の価格の引き下げ幅が取引先の原価の減少幅より明らかに大きいのか否か

(四) その他の事業者が販売し、又は購入する同種類の商品の価格より明らかに高いか、又は低いのか否か

取引先が合理的な価格でその他の事業者から同種類の商品又は代替商品を取得することができる場合には、本条の規定を適用しない。

第十三条

市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく原価を下回る価格により商品を販売してはならない。

前項にいう「原価を下回る価格により販売」とは、事業者が継続して損失を負う方法で商品を販売して、競争者又は潜在的な競争者を排除することを目的とする行為を指す。

第一項にいう「正当な理由」は、次を含む。

- (一) 法により値下げして生鮮商品、季節的な商品、有効期間がすぐに到来する商品及び滞留している商品を処分すること。
- (二) 債務の完済、生産転換、廃業のため、値下げして商品を販売すること。
- (三) 顧客を集めるために取った短期又は少量の販売促進行為
- (四) 他の事業者の原価割れ販売策に対応するため、やむなく取った値下げ行為
- (五) 規模効果を形成して原価を引き下げることができた場合で、かつ、消費者がこれにより生み出した利益を分かち合うことができるとき
- (六) 国務院価格主管部門が認定したその他の正当な理由

第十四条

市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく、過剰に高いか、又は過剰に低い価格の設定により、形を変えて取引先との取引を拒否してはならない。

前項にいう「過剰に高いか、又は過剰に低い価格」とは、取引先がその価格で取引を行った場合、正常な生産及び販売の後、正常な利益を得ることができなくなるものを指す。

第十五条

市場支配的地位を有する事業者は、正当な理由なく、同等な条件における取引先に対し、取引価格において差別待遇をしてならない。

前項にいう「正当な理由」は、次を含む。

- (一) 価格の差異が取引先の市場競争に実質的に不利な影響を与えないこと。
- (二) 取引先が合理的価格により他の事業者から同種の製品又は代替商品を取得することができること。
- (三) 国務院価格主管部門が認定したその他の正当な理由

第1項にいう「同等な条件」とは、事業者が関連する取引先との間で、等級及び品質が同様である同種の商品を取引する際に、取引方法、取引段階、取引数量、代金決済、アフターサービス等の面において類似又は同様であることを指す。

条件が異なる取引先に対して同一の価格を実施することは、差別待遇とみなす。

第十六条

市場支配的地位の認定及び推定は、関連規定に従い、関連市場を画定したうえで行わなければならない。

第十七条

本規定にいう市場支配的地位とは、事業者が、関連市場において商品の価格、数量、若しくはその他の取引条件をコントロールすることのできる、又は、他の事業者の関連市場への参入を阻止し、若しくはこれに影響を与えることのできる、市場における地位をいう。

その他の取引条件とは、商品の価格、数量以外の、市場取引に実質的な影響を与え得るその他の要素をいい、商品等級、支払条件、交付方法、アフターサービスなどを含む。

他の事業者の関連市場への参入を阻止し、若しくはこれに影響を与えることのできるとは、他の事業者による合理的な時間内での関連市場への参入を排除し、若しくは遅延させ、又は他の事業者が関連市場に参入できるものの、参入コストが大幅に上昇し、既存の企業と有効な競争などを展開することができなくなることをいう。

第十八条

事業者が市場支配的地位を有することの認定は、以下の要素に依拠しなければならない。

(一) 関連市場における当該事業者の市場シェア、及び関連市場の競争状況。市場シェアとは、事業者の特定の商品の売上額又は販売量の関連市場における比率をいう。関連市場の競争状況は、関連市場の発展状況、既存競争者の数、潜在的な競争者の有無及び参入障壁、関連市場の他の事業者の市場シェア、商品の差異の程度、市場透明度などを含む。

(二) 当該事業者の、販売市場又は原材料の購入市場のコントロール能力。販売市場又は原材料の購入市場のコントロール能力は、購入若しくは販売市場ルートのコントロール能力、価格、数量、契約期間若しくはその他の取引条件に影響し、若しくは決定する能力、又は優先的に原材料を獲得する能力などを含む。原材料は、企業の生産経営に必要となる原料、半製品、部品及び関連設備などを含む。

(三) 当該事業者の財政的能力及び技術上の条件。財政的能力及び技術上の条件は、事業者の資産規模、財務能力、利益取得能力、融資能力、研究開発能力、技術設備、技術創出及び応用能力、所有する知的財産権などの要素を含む。事業者の財力及び技術条件に対する分析に際しては、その関連企業の財政的能力と技術条件及びその関連市場への参入、生産能力拡大などに対する影響を同時に考慮しなければならない。

(四) 他の事業者の、当該事業者に対する、取引上の依存関係の程度。依存関係の程度に影響する要素は、当該事業者との取引量、取引関係の継続時間、取引先をその他の事業者に変更することの難易度などを含む。

(五) 他の事業者による関連市場への参入の難易度。事業者の関連市場への参入に影響する要素は、市場参入認可制度、管理ネットワークなどの必要施設を有すること、

販売ルート、資金及び技術などの規模経済上の要求、コスト上の優位などを含む。
(六) 当該事業者が市場支配的地位を有することの認定に関連するその他の要素。

第十九条

市場支配的地位の推定は、「独占禁止法」第 19 条の規定に従って執行する。

第二十条

市場支配的地位を有するものと推定された事業者であっても、次の証拠を提出して市場支配的地位を有しないことを証明できたときは、当該事業者が市場支配的地位を有すると認定してはならない。

- (一) 他の事業者の当該関連市場への参入が比較的容易であること。
- (二) 関連市場における競争が比較的充分であること。
- (三) 本規定第 18 条に掲げる要素に基づき、事業者が関連市場において、商品の価格、数量又はその他の取引条件をコントロールする能力、又は他の事業者の関連市場への参入を妨害し、影響できる能力を有していないこと。

「独占禁止法」第 19 条第 1 項 (二)、(三)号の規定に基づき、二つ以上の事業者が市場支配地位を有すると推定された場合、関連推定を覆すには、その相互間に実質的な競争が存在し、かつ、一方の事業者が他の事業者に比べ突出した市場地位を有しないことをさらに証明しなければならない。

第二十一条

行政機関及び法律、法規の授権により公共事務を管理する権限を有する組織は、行政権力を濫用して以下の行為を実施し、商品の地域間の自由な流通を妨害してはならない。

- (一) 外地商品に差別的な費用徴収項目を設けること。
- (二) 外地商品に差別的な費用徴収基準を実施すること。
- (三) 外地商品に差別的な価格を定めること。
- (四) 国务院価格主管部門が認定する、商品の地域間の自由な流通を妨害する、その他の価格又は費用を定める行為

第二十二条

行政機関及び法律、法規の授権により公共事務を管理する権限を有する組織は、行政権力を濫用し、強制的に事業者の本規定に禁止される各種の価格独占行為に従事させてはならない。

第二十三条

行政機関は、法により事業者の自主的な価格決定権を保護しなければならない、行政権力を濫用して価格競争を排除し、又は制限する内容を含む規定を制定してはならない。

第二十四条

事業者が本規定に掲げる価格独占行為がある場合、国务院価格主管部門及び授權を経た省、自治区、直轄市人民政府価格主管部門は、「独占禁止法」第 46 条、第 47 条、第 49 条に基づき処罰を実施する。

事業者団体が本規定に違反し、同業界の事業者を組織して価格独占協議を締結した場合、「独占禁止法」第 46 条及び第 49 条の規定に基づき処罰を実施する。

事業者又は事業者団体が談合を実施したが、まだ価格独占協議を締結していない場合、価格主管部門は速やかに制止し、注意、訓戒を与えなければならない。

第二十五条

行政機関及び法律、法規の授權により公共事務を管理する権限を有する組織に、本規定に掲げる行政権力の濫用行為がある場合、「独占禁止法」第 51 条の規定に従って執行する。

第二十六条

事業者が関連する知的財産権の法律、行政法規の規定に基づき知的財産権を行使する行為には、本規定を適用しない。ただし、事業者が、知的財産権を濫用して競争を排除し、又は制限する価格行為には、本規定を適用する。

第二十七条

農業生産者及び農村経済組織が、農業製品の生産、加工、販売、運輸、貯蔵などの経営活動において実施した結合又は共同行為には、本規定を適用しない。

第二十八条

本規定にいう商品は、サービスを含む。

第二十九条

本規定は、 年 月 日から施行する。